

祝辭

平成二六年七月八日 ホテルオークラ

発明協会創立百十周年記念式典・平成二六年度全国発明表彰式

常陸宮同妃両殿下御臨席の下に、発明協会創立百十周年記念式典並びに平成二十六年度全国発明表彰式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国が、科学技術の目覚ましい進展を基礎として、飛躍的な社会経済の成長を遂げたことは広く知られるところですが、グローバル化・ボーダレス化の進む国際社会の中にあって、近年、更に、知的財産立国を旗印とし、社会において科学技術を一層高いレベルで生かすことを目指して様々な施策を推進するに至っています。司法の分野においても、平成十七年に知的財産高等裁判所が設立され、専門的な観点から知的財産関係事件の適正、迅速な処理に努めてまいりました。今後とも、我が国の知的財産権に対する国際社会から

の信頼が高まるよう訴訟の運営等について工夫を重ね、知的財産を社会で活用していくことに貢献してまいりたいと思います。

発明協会は、明治三十七年の創立以来、百年という永きにわたり、各種の事業を通じて発明等の奨励に尽力され、平成二十四年からは公益社団法人発明協会として我が国の知的財産権制度の普及、産業経済の発展、科学技術の進展、振興に多大の貢献をしてこられました。その役割は誠に意義深く、御功績は極めて大きいものがあります。

発明協会及び発明推進協会におかれましては、この記念すべき日を契機として、更に事業を推進され、我が国及び国際社会の発展のために一層寄与されますよう祈念いたします。

終わりに、本日受賞の方々の多年にわたる御努力に對して深く敬意を表するとともに、その御栄誉に対し心からお喜び

申し上げまして、私の祝辞といたします。

平成二十六年七月八日

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎